

北九保長介第3627号  
令和8年1月29日

介護サービス事業所 管理者 各位

北九州市保健福祉局介護保険課  
介護保険課長 斎藤 渉

「別居家族への訪問介護サービス提供届出書」等の取り扱いについて（通知）

平素より、本市の介護保険行政に多大なご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、本市では別居家族のヘルパーが利用者に対し訪問介護サービスを提供する必要がある場合、事前に「別居家族への訪問介護サービス提供届出書」の提出をお願いしていたところですが、この取り扱いについては、令和8年2月2日付けで廃止しますのでお知らせいたします。

なお、本市における別居家族による訪問介護サービス提供に対する考え方についての変更はありませんので、送付資料をご確認の上、今後も適切な運用に努めていただきますよう併せてお願ひいたします。

記

1 送付資料

（1）北九州市の別居家族による訪問介護サービス提供に対する考え方

【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局介護保険課 事業者支援係

担当：三木、柳沼

電話：582-2771 FAX：582-5033